

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究所の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書

国立大学法人大阪大学（以下「基幹大学」という。）並びに国立大学法人金沢大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人千葉大学及び国立大学法人福井大学（以下「連携大学」という。）は、各国立大学法人（以下「構成大学」という。）間の連携、協力のもと、大学院設置基準第7条の2の規定に基づき、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「研究所」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（組織形態）

第1条 研究所は、大阪大学を基幹大学として、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学を連携大学として組織し、それぞれの大学の大学院医学系研究科等を基盤として編成する。

（運営の方針）

第2条 構成大学は、常に密接な連携と協力のもとに、研究所の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実・発展に努めるものとする。

（相互理解及び尊重）

第3条 構成大学は、それぞれの大学の理念及び目的を相互に理解するとともに、自主性及び自律性を尊重するものとする。

（管理運営組織）

第4条 研究所の管理運営に関する基本的な組織として、別表に掲げる機関を置く。

（業務の運営）

第5条 研究所の業務運営に関する事項は、「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所における業務運営に関する覚書」の定めるところによる。

（連携大学の教員の身分）

第6条 研究所における連携大学の教員の身分は、大学院設置基準第8条第4項及び第9条の規定に基づく研究所の専任教員とし、当該教員の労働条件、費用の負担等必要な事項は、「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の連携協力における業務の担当に関する覚書」の定めるところによる。

（業務運営経費）

第7条 研究所に係る教育研究等に要する経費は、「大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所における業務運営に関する覚書」の定めるところによる。

（学生の教育研究）

第8条 構成大学は、研究所の学生の教育研究に関して、適切な措置を講ずるものとする。

(賠償責任保険等)

第9条 構成大学は、必要に応じて賠償責任保険等に加入する。

(関連規則等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、この協定及び構成大学の規則等に定めるもののほか、構成大学間の協議により定めるものとする。

(協定書の変更)

第11条 この協定書の変更は、構成大学が協議の上、総意により行うものとする。

(附帯事項)

第12条 この協定書は、5通作成し、構成大学において各1通を所持する。

(効力)

第13条 この協定書は、平成24年4月1日から効力を有する。

平成24年4月1日

国立大学法人大阪大学長

印

国立大学法人金沢大学長

印

国立大学法人浜松医科大学長

印

国立大学法人千葉大学長

印

国立大学法人福井大学長

印

別表

連合小児発達学研究所の管理運営組織

名 称	資 格 又 は 構 成	任 務	備 考
研究科長	研究科教授会の構成員のうち、基幹大学の専任教授をもって充てる。	研究科に関する事項を掌理する。	
副研究科長	構成大学にそれぞれ副研究科長を置き、基幹大学にあつては研究科教授会の構成員である基幹大学の専任教授をもって充て、連携大学にあつては研究科の専任教授である当該連携大学の教授をもって充てる。	別に定める職務を行う。	
研究科教授会	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究科長 2 副研究科長 3 研究科の専任教授 4 構成大学から推薦された研究科の兼任教授等 各3名以内 5 その他教授会が必要と認めた者 	研究科に関する重要事項を審議する。	
講座代表者等会議	講座代表者 5名	当該講座における教育研究及び運営に関する連絡調整を行う。	
構成国立大学法人 間連絡調整委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成大学の各学長 2 構成大学から推薦された理事又は副学長 各1名 3 研究科長 4 副研究科長 5 構成大学の各事務局長（事務局長を置かない大学にあつては、事務を担当する理事） 	研究科に関し、構成大学間の連絡調整を行う。	委員長には、基幹大学の学長をもって充てる。